

令和 6 年 8 月 8 日
海事局 総務課
外国船舶監督業務調整室

世界各国と協調して寄港国検査（PSC：ポート・ステート・コントロール） 集中検査キャンペーンを実施します！

日本が加盟する東京 MOU（アジア・太平洋地域における 22 の国と地域の PSC 協力体制）では、毎年、集中検査キャンペーン（CIC: Concentrated Inspection Campaign）を実施しており、今年も各国と協調し、「船員の賃金及び雇用契約」をテーマに 9 月 1 日から 11 月 30 日までの 3 ヶ月間、CIC を実施します。

今年の CIC は、船員の賃金及び雇用契約に関する国際ルールの遵守について、船舶所有者、船舶運航者及び船員の注意を喚起することを目的として、2006 年の海上労働条約に定める関連規定への適合状況を確認します。また、パリ MOU（欧州・北大西洋地域における 28 カ国の PSC 協力体制）においても、例年と同様、同一のテーマで同時期に CIC を実施することとしています。

具体的には、9 月 1 日から 11 月 30 日までに行う PSC において、特に以下のような事項について確認を行います。

- ① 船員の雇用契約と実際の雇用状況が、海上労働条約で定める基準を満たしていること。
- ② 船員の雇用契約、労働協約及び海上労働条約に従って、船員に対する給与等が適切に支給されていること。
- ③ 船員の死亡や長期障害の補償、送還のための金銭上の保証に係る文書について、船員が船内で利用できること。

アジア・太平洋地域及び欧州・北大西洋地域という広いエリアにおいて、同時期に同じテーマで CIC を実施することを通じて、同エリア内を航行する船舶に対してより一層の国際ルールの遵守に対する認識向上に繋がっていきます。



【問い合わせ先】

海事局 総務課 外国船舶監督業務調整室 吉田・中村

（代表）：03-5253-8111（43-178、43-175）

（直通）：03-5253-8639

<参 考>

1. 「PSC」(ポート・ステート・コントロール : Port State Control)

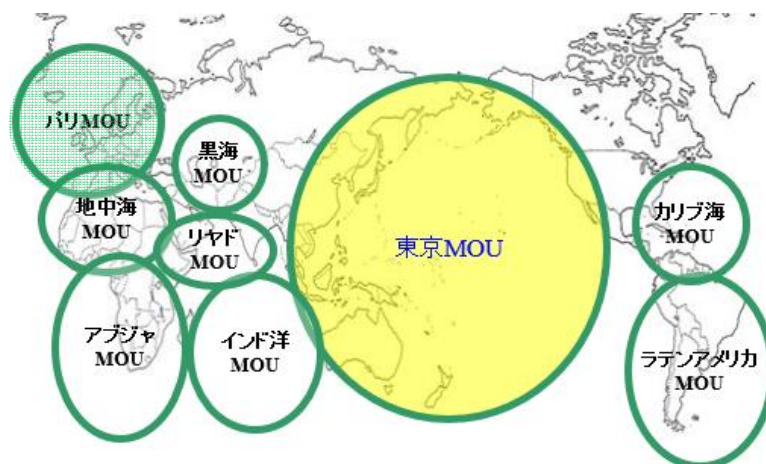
旗国は、自国籍船が国際条約の基準に適合していることを確認する義務がある。しかしながら実際には、サブスタンダード船(基準に適合していない船舶)が存在しており、国際的にこうした船舶の排除が重要な課題となっている。この十分に果たせていない旗国の役割を補完するため、自国に入港する外国船舶へ対して立入検査を行うことをPSCといい、寄港国の権利として、IMO(国際海事機関)の条約等により認められている。

2. 「MOU」(エムオウユウ : Memorandum of Understanding)

PSCの効果を上げるためには、周辺諸国との情報共有などの協力が不可欠であり、そのために各国の海事当局が結んだ覚書。MOU参加国は、過去の基準不適合船に関する情報共有や、PSC検査官の研修訓練等を共同で実施している。

3. 東京 MOU

1994年に活動を開始した、アジア・太平洋地域におけるPSCに関する協力体制で、現在22の国と地域(日本、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ、ペルー、パプアニューギニア、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム及びメキシコ)PSC当局が加盟しています。



4. パリ MOU

1982年に活動を開始した、欧州・北大西洋地域におけるPSCに関する協力体制で、現在28の国(ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、イギリス)が参加している。

5. 過去5年間の集中検査キャンペーンのテーマ(実施時期:9月1日~11月30日)

2023年(令和5年)船舶の火災安全対策

2022年(令和4年)STCW条約全般

2021年(令和3年)船舶の復原性全般

2019年(令和1年)非常用システムと手順

注)2020年(令和2年)については、新型コロナウイルス感染の影響により未実施